

2023年12月作成

令和6年度前期 入学料免除(徴収猶予)・授業料免除 免除申請のしおり(独自制度)

九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

「免除申請のしおり（独自制度）」は、本学が独自に実施している入学料免除・徴収猶予及び授業料免除（以下「独自制度」という）の申請資格、申請手続及び必要書類などについて掲載しています。申請希望者は熟読して、申請期間内に手続きをしてください。

目次

I. はじめに.....	2
II. 免除制度及び申請資格.....	3
III. 収入・所得限度額について.....	5
IV. 申請の流れ・申請期間.....	6
V. 申請手続.....	7
VI. 入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請 年間スケジュール....	10
VII. 申請者区分及び世帯構成員の確認.....	11
VIII. 必要書類の確認（チェックリスト）.....	13
IX. 必要書類の詳細.....	19
X. 申請システムの入力方法.....	21
XI. 必要書類の見方.....	24
XII. よくある質問.....	27
XIII. 所属学部・学府の担当係（提出・問い合わせ先）及び申請期間.	27

1. はじめに

《学部生（大学生）の授業料免除の申請について》※日本人の学部生は必ず確認してください。

学部生（大学生で日本人又は在留資格が留学・家族滞在以外の外国籍の方）に対する免除制度については、国の「高等教育の修学支援新制度（新制度）」と本学独自の免除制度（独自制度）の2種類があります。新制度は日本学生支援機構の給付奨学金とセットになった免除制度です。学部生（大学生で日本人又は在留資格が留学・家族滞在以外の外国籍の方）については、新制度による授業料免除を原則とするため、まずは新制度に該当するかどうかを以下の本学Webサイトに確認してください。新制度の対象となるにも関わらず、独自制度のみを申請した場合は、独自制度の申請は無効となりますのでご注意ください。

【高等教育の修学支援新制度（新制度）】※大学院生は対象外

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/exempt03>

《入学金免除（徴収猶予）・授業料免除に関する遵守事項について》

1次申請（Web申請）の際に、以下のことを誓約していただきますので、よく理解してください。

以下の遵守事項に反する場合は、ただちに入学金・授業料を納付する必要があります。

（申請者としての意識）

1. 学生として入学金・授業料を納付しなければならないことを自覚した上で、免除の申請を行い、不明な点がある場合は、保護者ではなく、学生自身から担当係に問い合わせること。
2. 入学金・授業料免除が、経済的に困難でありかつ学業優秀な者を対象とした経済支援制度であることを理解し、免除後も学業に真摯に取り組むこと。

（十分な理解が必要な事柄）

3. 免除申請のしおりを熟読・理解し、申請内容に事実と異なる記載や収入の申告漏れがないように努めること。
4. 申請期間を過ぎた場合は申請書類等を受理されないことを理解した上で、申請期間内に手続きを完了させること。
5. 書類提出時の受付票の控えを選考結果が通知されるまで保管すること。

（担当係との連絡について）

6. 九州大学からの連絡（携帯電話・電子メール等）に対し、必ず連絡が取れるようにすること。
また、担当係から不足書類の提出を求められた場合や不明な点について問い合わせがあった場合は、速やかに対応すること。
7. 申請後に家計状況が急変した場合や学籍異動（休学・留学等）が生じた場合、海外渡航等により連絡がとれなくなる場合は、速やかにその旨を担当係に連絡すること。

（選考について）

8. 学生ポータルシステムより選考結果を確認し、全額免除以外の結果になった場合は、通知に示された金額を所定の期間内に納付すること。また、保護者が学資を負担する場合は、選考結果・納付期限及び納付方法を保護者に連絡すること。
9. 希望のとおり減免されるとは限らないことを理解し、減免されない場合の方策をあらかじめ検討した上で、申請を行うこと。また、選考結果について他者や過去の結果と比較して不服を申し立てることがないこと。

《個人情報の取り扱いについて》

願書などに記載された内容及び提出された書類の情報は、免除選考及びその他経済支援のために使用し、その他の目的には使用いたしません。

II. 免除制度及び申請資格

1. 免除制度及び申請資格について

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づき審査を行い、すべての申請者の中から免除される者を選考します。（※非正規学生は除く）

【申請資格】

- ① 経済的理由により入学料もしくは授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ② 入学前1年以内^{注1)}において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）^{注3)}が死亡又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料もしくは授業料の納付が著しく困難であると認められる者
- ③ 授業料の納付開始前6月以内^{注2)}において学生の学資負担者^{注3)}が死亡又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

注1) 「入学前1年以内」とは、令和5（2023）年4月1日～令和6（2024）年3月31日です。

注2) 「納付開始前6月以内」とは、令和5（2023）年10月1日～令和6（2024）年3月31日です。

注3) 留学生の学資負担者は、本人もしくは日本在住の父母等とします。本国の父母等は該当しません。

制度		入学料		授業料
		免除 入学料の全額又は半額を免除するもの。	徴収猶予 本学が定めた期日（4月入学者は9月末日）までの間、 <u>入学料の徴収を猶予（納付期限を延期）</u> するもの。	免除 学期（前期又は後期）ごとに納期分の授業料を免除するもの。 <u>免除額は納期分の授業料の全額、半額、4分の1の額。</u>
学部生	新入生	②	①もしくは②	①もしくは②
	在學生			①もしくは③
大学院生	新入生	① ^{注4)} もしくは②	①もしくは②	①もしくは②
	在學生			①もしくは③

注4) 申請資格が①のみの場合は半額免除までの適用となります。（全額免除にはなりません。）

2. 大規模災害の被災学生への支援

申請にあたり以下に該当する場合は、事前に担当係（27ページ参照）宛へお問い合わせください。

【対象となる災害】令和6年能登半島地震、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨

【対象者】大規模災害により、次のいずれかに該当し、経済的困難を抱える学生

- ・主たる家計支持者が所有する自宅家屋が損壊した場合
- ・主たる家計支持者が死亡又は行方不明となった場合
- ・主たる家計支持者の失業等により著しく収入が減少した場合

3. 入学料免除・徴収猶予、授業料免除の対象外となるケース

- ・入学料（授業料）を既に納付している場合
- ・在職中の社会人学生で、勤務先等から研究・研修のために派遣され、入学料（授業料）として補助金等が支給されている場合
- ・政府派遣留学生で入学料（授業料）が支援されている場合
- ・入学料（授業料）に用途が限定されている又は免除との併用が認められない奨学金等を受給している場合
- ・授業料支援として授業料免除を受けている場合

（例：日本学術振興会の特別研究員、マス・フォア・イノベーション連係学府の博士後期課程の学生）

※先導的人材育成フェロシップ事業のフェロー及びフェロー内定者に対する授業支援については、決まり次第、お知らせします。

4. 留年者又は最短修業年限を超えている者について

- (1) 休学、留学、病気、大学院生の論文作成等の「特別な事由」がなく、留年又は最短修業年限（正規の卒業期）を超えている場合は、授業料免除に申請できません。
- (2) 留年者や最短修業年限を超えている者で免除申請を希望する者は、「**留年・修業年限超過者特別事由書（様式11-2）**」2枚目（裏面）記載の「特別な事由」に該当することを確認の上、免除申請を行ってください。

審査の結果、事由が適切であると認められる場合は、免除の申請を受理します。

「特別な事由」に該当するか分からない場合は、1次申請（Web申請）の前に担当係（27ページ参照）へお問い合わせください。

※休学、留学、病気を事由とする場合は、その事由が最短修業年限内で生じた場合に限ります。また、最短修業年限を超過した最初の学期の免除を申請してください。

※大学院生の論文作成を事由とする場合は、最短修業年限を超過した時点から1年間以内に限ります。

Ⅲ. 収入・所得限度額について

入学料・授業料免除の申請にあたり、参考として、収入・所得限度額を掲載しています。これは、**選考対象者となりうる目安の額であり、免除を保証する額ではありません。**免除予算に限りがあるため、目安表の収入・所得額以内であっても免除されない場合があります。

- 入学料免除については、収入・所得額のみではなく、家計支持者の死亡や風水害等での被災等の「特別な事情」があり、**経済的困窮度が著しく高いと認められる者から免除を行いますので、免除される者は限られます。**また、大学院入学者が経済的理由のみで申請した場合は、全額免除は適用されません。
- 授業料免除については、**収入・所得額のみではなく、家族構成、申請者本人の課程や通学形態なども含めて選考し、経済的困窮度が高いと認められる者から全額免除、半額免除、4分の1額免除を行いますので、希望する選考結果にならない場合があります。**なお、毎学期選考を行うため、家計状況に変動がない場合でも、前回の選考結果と同じになるとは限りません。

収入・所得限度額目安表

課程	家族構成(注3)	本人の通学形態	給与収入額 (注1) (千円)	所得額 (注2) (千円)
学部	2人世帯	自宅	5,785	3,430
		自宅外	6,414	3,870
	3人世帯	自宅	5,657	3,340
		自宅外	6,285	3,780
	4人世帯	自宅	6,457	3,900
		自宅外	6,920	4,340
	5人世帯	自宅	6,900	4,320
		自宅外	7,340	4,760
修士・専門職	1人世帯	自宅	3,885	2,100
	2人世帯	自宅	6,128	3,670
		自宅外	6,690	4,110
	3人世帯	自宅	6,057	3,620
		自宅外	6,640	4,060
	4人世帯	自宅	6,780	4,200
		自宅外	7,220	4,640
	5人世帯	自宅	7,230	4,650
		自宅外	7,670	5,090
	博士	1人世帯	自宅	4,914
2人世帯		自宅	6,900	4,320
		自宅外	7,830	5,250
3人世帯		自宅	7,530	4,950
		自宅外	7,970	5,390
4人世帯		自宅	8,210	5,630
		自宅外	8,650	6,070
5人世帯		自宅	8,780	6,200
		自宅外	9,220	6,640

注1 給与収入額とは源泉徴収票の支払金額欄、課税証明書では給与収入額欄であり、給与所得控除前の金額を指します。

注2 所得額とは確定申告等という売上金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額(所得金額欄)を指します。

注3 例 1人世帯・・・本人(独立生計者・自宅通学)

2人世帯・・・学部・修士課程・博士課程(自宅外通学):父又は母(主たる家計支持者)・本人
博士課程(自宅通学):配偶者(主たる家計支持者)・本人(独立生計者)

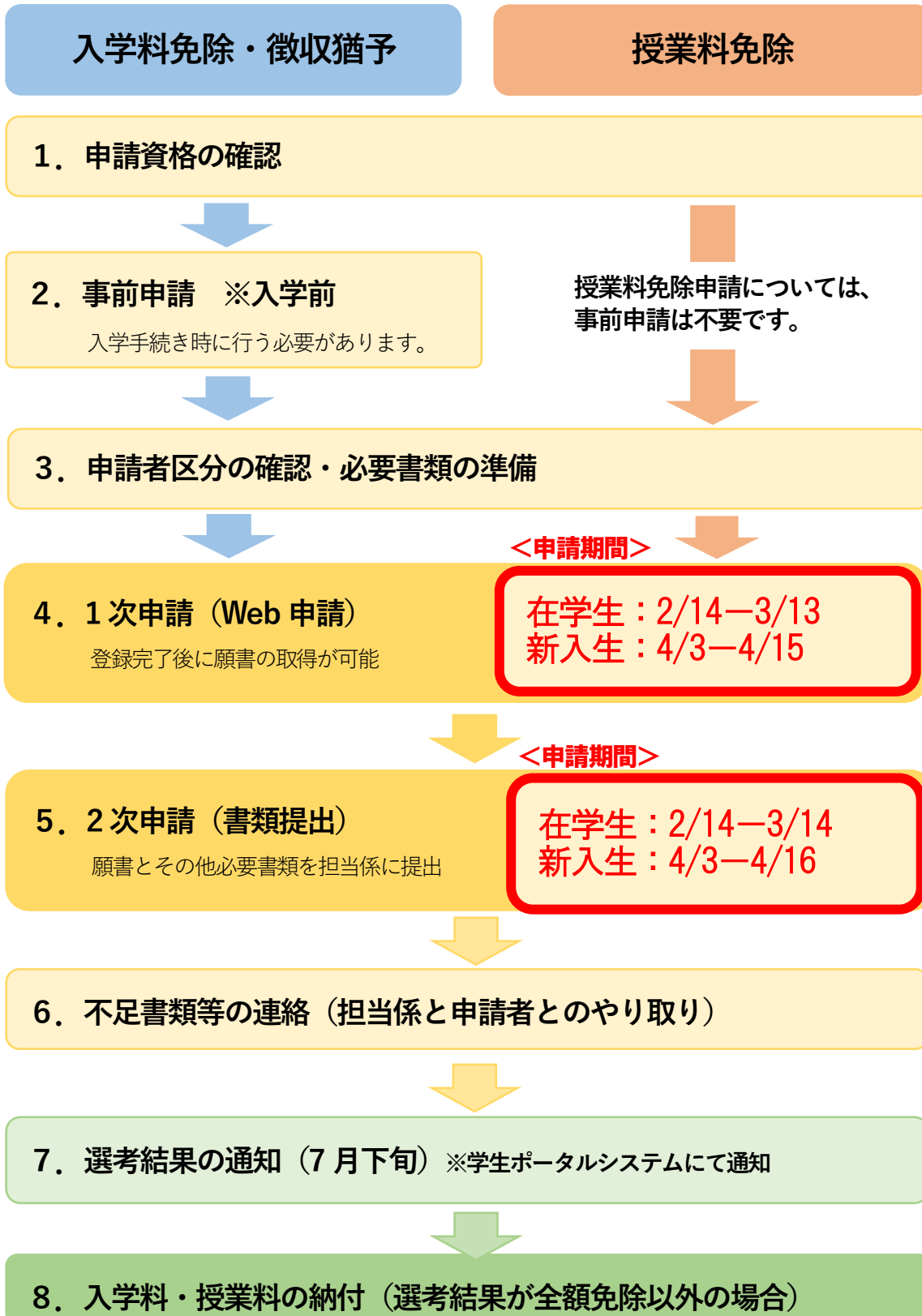
3人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人

4人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)

5人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)・就学者(中学・自宅)

IV. 申請の流れ・申請期間

**※申請期間は在学生と新入生で異なりますのでご注意ください。
申請受付時間等は27ページを必ず確認してください！**



V. 申請手続

1. 申請資格の確認

- (1) 制度と申請資格について3・4ページを確認してください。
- (2) **学部生（大学生で日本人又は在留資格が留学・家族滞在以外の外国籍の方）は必ず2ページの「学部生（大学生）の授業料免除の申請について」を確認してください。**
- (3) 留年者や最短修業年限を超過した者が特別な事由（休学、留学、病気、大学院生の論文作成等）により授業料免除を申請する場合は、4ページの「4.留年者又は最短修業年限を超えている者について」を確認してください。

2. 入学料免除・徴収猶予の事前申請（新入生で申請希望者のみ） …入学手続時

- (1) 入学料免除・徴収猶予の申請希望者は、入学手続時に入学料を納付せず、「**入学料免除・徴収猶予 事前申請書**」を提出してください。※授業料免除のみを希望する場合、提出は不要です。
※学部学生として入学する場合はWeb入学手続きシステムにて事前申請を行ってください。
- (2) **事前申請を行ったものの、入学後の手続（1次申請と2次申請）をしなかった場合は、申請は辞退として取り扱いますので、速やかに入学料を納付してください。**2次申請の提出期限を過ぎて入学料を納付する場合は延滞金が付加されます。

3. 申請者区分の確認・必要書類の準備

- (1) **11ページで申請者区分を確認し、必要書類をチェックリストにより確認・準備してください。**
- (2) 本学Webサイトから、必要な「各種申請様式」をダウンロードしてください。
新入生用 <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/exempt01/>
在學生用 <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/exempt02/>

4. 1次申請（Web申請）

…在學生 2月14日～3月13日（日本時間23：59まで）
新入生 4月3日～4月15日（日本時間23：59まで）

- (1) 21ページを参照して、「入学料・授業料免除申請システム」（以下、「申請システム」という。）へログインし、必要事項を入力して、「願書」を出力してください。
1次申請の完了後、2次申請を提出期間内にしなければ、申請は辞退として取り扱います。
- (2) 授業料免除については、前期分と後期分を合わせて申請することができます。（「通年申請」という。）
- (3) 以下に該当する方は「前期のみ申請」を選択してください。
 - ・9月卒業・修了予定の場合
 - ・10月入学者で9月に最短修業年限（正規卒業期）となる場合
- (4) 家族・家計状況についての基準日は、**前期の場合4月1日、後期の場合10月1日**です。

5. 2次申請（書類提出）

…在学生 2月14日～3月14日（2/26、土日祝を除く）

新生 4月3日～4月16日（土日を除く）

- (1) 提出先となる担当係及び受付時間は、27ページを必ず参照してください。
- (2) 余裕をもって（目途として締切日の3日前までに）提出してください。

【2次申請（書類提出）の申請方法について】

原則として窓口提出ですが、郵送を希望する場合は以下の手順で行ってください。

- ・郵送する際に担当係宛にメールをしてください。

タイトルは「免除申請書類の郵送について」とし、本文には学生番号、氏名（願書と同じ表記）、発送日を記入してください。

- ・2次申請の期限内必着で郵送してください。期限を過ぎて到着した場合は受付できません。

書類到着後又は2次申請の期限後に担当係から受領メールを発信しますので確認してください。

電話での受領確認はお受けできません。

※留学等の理由により申請期間中に日本におらず、窓口又は郵送での提出が難しい場合は、必ず申請期間内に27ページ記載の担当係に連絡してください。

- (3) 「願書」に証明書等の必要書類を添付して、学生本人が担当係に提出してください。
- (4) 期限までの提出が困難な証明書等がある場合は、必ず期限前に担当係に連絡してください。
- (5) 書類提出時に受付票の控えを渡された場合は、選考結果が通知されるまで保管してください。
- (6) **入学料免除・徴収猶予の事前申請を行ったものの、入学後の手続き（1次申請・2次申請）をしなかった場合は、申請は辞退として取り扱いますので、速やかに入学料を納付してください。2次申請の提出期限を過ぎて入学料を納付する場合は延滞金が付加されます。**

【免除申請後の注意事項】

- ・免除申請を完了させた場合は、結果通知（7月下旬）まで入学料・授業料の徴収が猶予されます。
- ・申請後に入学料又は授業料を納付する場合は「入学料免除・徴収猶予申請 辞退届」又は「授業料免除申請 辞退届」を提出して、指示された方法により納付してください。なお、選考結果通知より前に入学料又は授業料を納付した場合は辞退として取り扱います。
- ・学期途中で卒業・修了・退学・休学する場合は、授業料免除の申請は辞退として取り扱いますので、「授業料免除申請 辞退届」を提出して授業料を納付してください。また、授業料免除の選考結果通知後である場合は、免除の許可が無効となります。

6. 不足書類等の連絡（担当係と申請者とのやり取り）

- (1) 提出後に不足書類や確認事項がある場合は、**担当係からメール又は電話により学生本人に連絡**します。
担当係から、不足書類の提出を求められた場合や不明な点について問い合わせがあった場合は、速やかに対応してください。
- (2) **担当係からの連絡に対する速やかな応答がない場合や指定された期日までに不足書類の提出がない場合は、遵守事項に反することですので、申請は無効になります。**期日を過ぎて不足書類を提出することには応じられません。
- (3) 提出書類に明らかな記入ミスがある場合は、申請者に連絡なく担当係において修正することがあります。

7. 選考結果の通知

…7月下旬頃

- (1) 学生ポータルシステムの「あなた宛のお知らせ」により、学生本人に結果を通知します。
郵送による通知や保護者宛の通知は一切行いません。
- (2) 授業料免除の選考は学期ごとに行いますので、**通年申請している場合も前期分の選考結果がそのまま後期分に適用されるとは限りません。**
- (3) 選考結果について、他者や過去の結果を比較した不服申し立てには応じられません。

8. 選考結果通知後の入学料・授業料の納付

全額免除以外の選考結果となった場合は、通知に示された金額を期日までに納付してください。

【納付方法】

- (1) 入学料は、選考結果の通知で指定された本学の入学料口座へ振込んでください。
 - ・入学料徴収猶予が許可された場合は9月末日までに納付してください。
 - ・入学料半額免除のみの許可又は不許可、入学料徴収猶予が不許可の場合は8月上旬までに納付してください。
 - ・**納付期限を過ぎた場合、年3%の延滞料が付加されます。**
- (2) 前期授業料は、7月29日に口座振替（銀行口座からの引落し）を行います。
口座登録をしていない場合は、7月31日までに本学の授業料振込口座に振り込んでください。

VI. 入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請 年間スケジュール

区分		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
通年申請	新生	事前申請※入学料のみ (入学手続き時)		申請(1次・2次)	→			結果通知(学生ポータル)	変更申請(1次・2次) ※変更が生じる場合のみ		→			結果通知(学生ポータル)		後期の結果通知時期は1月となる場合があります。
	在学	申請(1次・2次)		→			→		→			→				
前期のみ申請	新生	事前申請※入学料のみ (入学手続き時)		申請(1次・2次)	→			免除のしおり公開						次年度 申請(1次・2次)		次年度 免除のしおり公開
	在学	申請(1次・2次)		→			→		→			→				
後期のみ申請	新生							事前申請※入学料のみ (入学手続き時)	申請(1次・2次)	→			結果通知(学生ポータル)		後期の結果通知時期は1月となる場合があります。	
	在学							申請(1次・2次)	→			→		→		

通年申請をした申請内容に変更が生じる場合について【変更申請】

前期申請時（4月1日時点）と後期申請時（10月1日時点）で申請内容（家族状況・就学状況・家計状況等）に次のような変更が生じる場合は、後期の申請期間に「変更申請」をしてください。

- ・ 本人の通学区分や住居、家族数、本人以外の就学者等、願書に記載した事項に変更が生じた場合
- ・ 父母等の家計支持者や申請者本人（独立生計者、私費留学生、104万円以上収入のある者）の収入状況に大幅な変更が生じた場合
- ・ 独立生計者や私費留学生で4月以降新たに給付型の奨学金に採用された場合
- ・ 家族の構成員に大幅な変更が生じた場合（障がい者、要介護、長期療養等）
- ・ 日本人学部生で日本学生支援機構の給付奨学金の申請要件を満たさなくなり、「学部生の免除申請資格確認票」を変更する場合

※ 後期申請時に前期から特に変更がない場合は、後期の申請期間に手続きをする必要はありません。前期の家計状況で後期に改めて審査が行われます。

VII. 申請者区分及び世帯構成員の確認

● 申請者区分の確認

以下3つの申請区分のうち該当するものを選択し、**チェックリスト**で必要書類を確認してください。

申請者（学生本人）が、家計支持者（父母等）の所得税法上の扶養下である場合

1. 父母等の扶養下の学生

家計支持者：原則として「父母両方」

（または父母の代わりに家計を支持するもの）

※独立生計者でも留学生でもない場合は1. 父母等の扶養下の学生を選択してください。

※「家計支持者の所得税法上の扶養下にある家族」とは、同居・別居に関係なく、源泉徴収票、確定申告書、市町村県民税申告書などの証明書類により、家計支持者により扶養されていることが確認できる者を指します。

※祖父母やきょうだい等が家計支持者として同居している場合でも、家計支持者の所得税法上の扶養下でない場合は願書への記入及び書類提出は不要です。

13ページ「1. 父母等の扶養下の学生」の必要書類チェックリストへ

以下の1)、2)のいずれかに該当し、独立生計者として申請することを希望する場合

2. 独立生計者

家計支持者：申請者本人（配偶者を含む）

1) 以下の要件①～③を**全て**満たす**大学院生**

①所得税法、父母等の扶養家族ではないこと

②本人（及び配偶者）の父母等と別居し、本人（及び配偶者）が住居費を負担していること

③本人（及び配偶者）に父母等からの送金がなく、本人（又は配偶者）に学費を含めて生計を支えるのに必要な収入及び所得があること（原則として104万円以上の収入があり、所得申告がなされていること）

2) 以下の要件①～⑤のいずれかに該当する**学部生**

①父および母とし死別又は生別し、かつ、親戚等の援助を受け入れられない場合

②本人が扶養者である場合

③本人の配偶者が主たる家計支持者として生計を維持している場合

④本人に、入学前に独立して生計を維持できる収入（アルバイト及び奨学金を除く）があった場合

⑤その他、上記①から④に準ずる場合

15ページ「2. 独立生計者」の必要書類チェックリストへ

在留カード等の在留資格が「留学」である私費留学生の場合

3. 留学生

家計支持者：基本的に申請者本人

※ただし、日本にいる配偶者や日本で同居する家族がいる場合は世帯の構成員とみなします。

※授業料免除等の審査では日本での世帯構成員のみ、所得や控除の選考対象とします。

17ページ「3. 留学生」の必要書類チェックリストへ

● 世帯構成員の確認

① 父母等の扶養下の学生・独立生計者

申請者区分 \ 構成員	申請者	配偶者	父母	家計支持者の扶養下にある兄弟姉妹	子	家計支持者の扶養下にある祖父母等	家計支持者の扶養下でない兄弟姉妹	家計支持者の扶養下でない祖父母等	備考
父母等の扶養下の学生	○	△	◎	○	△	○	×	×	父母の死亡などにより父母に代わって家計を支えている方も家計支持者になります
独立生計者	◎	◎	△	○	○	○	×	×	

○：世帯に含まれる ◎：家計支持 △：原則世帯に含まれないが家計支持者の扶養下にある場合は含まれる
 ×：世帯に含まれない

② 私費外国人留学生

申請者区分 \ 構成員	申請者	配偶者	子	父母兄弟姉妹祖父母等	備考
留学生	◎	◎	○	△	

○：世帯に含まれる ◎：家計支持者 △：原則世帯に含まれないが日本で同居の場合は含まれる

- ※ 世帯構成員に含まれない家族の書類は不要です。所得に関する書類は家計支持者の分のみ必要です。
- ※ 独立生計者の申請者区分については申請書類を確認した結果、独立生計者の申請者区分での申請が認められない場合があります。
- ※ 判断ができない場合は、担当係（27ページ参照）へお問い合わせください。

VIII. 必要書類の確認（チェックリスト）

1. 父母等の扶養下の学生

該当する場合にチェックし、必要書類を確認！

チェックリストで必要書類を確認した後、必要書類の詳細（留意点や取得方法等）を19・20ページで確認してください。

	項目	必要書類
	全員が提出する書類	<input type="checkbox"/> 願書（入学料免除・徴収猶予願、授業料免除願） <input type="checkbox"/> 父母（又は父母等に変更し家計を支持する者）の令和5年度（令和4年分）所得課税証明書（写でも可）
本人に関する事項	(1) 日本人の学部生である（大学院生ではない）	<input type="checkbox"/> 学部生の授業料等免除申請資格確認票（前期）
	(2) 休学・留学期間を含めて最短修業年限を超える	<input type="checkbox"/> (様式11-2) 留年・修業年限超過者特別事由書
	(3) 申請者（学生本人）に年間104万円を超える給与収入がある ※104万円を超えない場合は不要	<input type="checkbox"/> ・申請者本人の令和5年度（令和4年分）所得課税証明書（写でも可） ・申請者本人の令和5年分源泉徴収票（写）（様式3-1に貼付）
	(4) 次世代研究者挑戦的研究プログラムに採用された者	<input type="checkbox"/> 証明書の提出は不要ですが、1次申請（Web申請）の際に、本人の給与収入として研究奨励費（生活費相当額のみ）を「給与・賃金」欄に入力してください。
家計支持者（父母等）・家計支持者が扶養する家族に関する事項	(5) 家計支持者に給与収入がある（専従者※・パート等を含む） ・①～③の該当する番号を選択してください ※専従者とは自営業の家族従業員	<input type="checkbox"/> ①令和5年1月2日以降に就職・転職等していない →令和5年分源泉徴収票（写）（様式3-1に貼付） <input type="checkbox"/> ②令和5年1月2日以降に退職して、転職した※ →以下3点すべてを提出 ・(様式2-1) 年収見込申告書（該当者本人が作成） ・直近3か月分の給与・賞与明細書（写）（様式3-3に貼付） ・退職を示せる書類（写） <input type="checkbox"/> ③令和5年1月2日以降に就職した又は令和5年1月1日以前から同じ勤務先であるが、勤務形態の変更（再雇用など）により令和5年よりも収入が大幅に変わる※ →以下2点すべてを提出 ・(様式2-1) 年収見込申告書（該当者本人が作成） ・直近3か月分の給与・賞与明細書（写） * 所得課税証明書に前職の給与収入の記載がある場合は、退職を示せる書類（写）も必要 ※②と③に該当する者が税法上の扶養者である場合、扶養家族の氏名を確認できる書類もあわせて提出 ※就職してから3カ月経過していない場合や賞与の金額が不明な場合、また直近3か月分の給与明細から年収見込を算出できない場合は、以下のいずれかを提出 ・(様式2-2) 年収見込証明書（勤務先に作成を依頼） ・雇用契約書等の年収見込額を示せる書類（写）
	(6) 家計支持者が自営業、資産所有等により給与以外の所得がある（営業所得、農業所得、不動産所得、利子・配当所得、雑所得がある） ・①、②の該当する番号を選択してください	<input type="checkbox"/> ①令和5年1月2日以降に新規事業を始めていない →以下2点のいずれかを提出 ・令和5年分の確定申告書第一表・第二表（・第三表）（写）（様式3-2に貼付） ・令和6年度（令和5年分）市町村県民税申告書（写） <input type="checkbox"/> ②令和5年1月2日以降に新規事業を始めた（開業予定を含む）※ →(様式2-3) 所得見込証明書 ※②に該当する者が税法上の扶養者の場合のみ、扶養家族の氏名を確認できる書類が必要
(7) 家計支持者が現在、無職又は無収入である	<input type="checkbox"/> (1)、(2)のいずれかに該当する場合のみ提出書類が必要（該当しない場合、書類は不要） (1) 現在無職・無収入だが、所得課税証明書に有職時の給与収入の記載がある (2) 無職・無収入なのは、“主たる家計支持者”（家計支持者のうち、主に生計を維持する者である） ・(様式4) 無職の申立書 以下は該当する場合にのみ提出 ・退職を示せる書類（写）（* 所得課税証明書に有職時の給与の記載がある場合） ・扶養家族の氏名を確認できる書類（* 該当する者が税法上の扶養者の場合）	

(8) 家計支持者が年金（高齢・遺族・障害・企業年金等）を受給している（令和6年4月から受給予定の場合を含む）	<input type="checkbox"/>	以下2点すべてを提出 ・（様式3-4）年金受給状況報告書 ・最新の年金改定通知書又は年金振込通知書又は年金証書等（写）（様式3-4に貼付） 以下は該当する場合にのみ提出 ・（様式4）無職の申立書（*家計支持者の収入が年金のみである場合）
(9) 家計支持者が児童扶養手当、又は特別児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当証書（写）（受給額が分かるもの） *児童手当については、提出不要
(10) 家計支持者が生活保護を受けている	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書（写）（生活保護受給の事実と直近1年分の扶助額が分かるもの）
(11) 家計支持者（※申請者本人の場合は除く）が親戚や離婚した父母等から援助（養育費含む）を受けている	<input type="checkbox"/>	（様式8）親戚等の援助申立書
(12) 家計支持者が傷病手当金・育児休業手当を受給している	<input type="checkbox"/>	支給決定通知書（写）
(13) 扶養家族（申請者のきょうだい）に高校、高専、短大、大学、大学院の就学者がいる（※申請者本人は除く）	<input type="checkbox"/>	以下2点すべてを提出 ・（様式5-1）兄弟姉妹等在学状況報告書 ・学生証（両面の写） *有効期限内のもの
(14) 扶養家族（申請者のきょうだい）に専修学校（専門課程又は高等課程）の就学者がいる	<input type="checkbox"/>	（様式5-2）兄弟姉妹等在学状況証明書（専修学生用）
(15) 扶養家族（申請者のきょうだい）に乳幼児、小・中学生、予備校生、各種学校や専修学校の一般課程の通学者、未就職の家族がいる	<input type="checkbox"/>	証明書の提出は不要ですが、申請システムの「就学者以外の家族」欄に家族に関する情報を入力する。小・中学生については、申請システムの「本人以外の就学者」欄に入力する。
(16) 家計支持者又は扶養家族に障害をもつ方がいる	<input type="checkbox"/>	以下1)～4)のいずれかを提出 1) 身体障害者手帳（写） 2) 療育手帳（写） 3) 精神障害者保健福祉手帳（写） 4) 医師の診断書（写） *1)～3)の手帳交付申請中の場合のみ
(17) 家計支持者又は扶養家族に要介護1以上の方がいる	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証（写） *氏名・要介護状態区分・認定の有効期間が記載されているページ
(18) 家計支持者又は扶養家族に療養期間が6か月以上の長期療養の方がいて、療養者1人につき1年間の療養費（健康保険等による補填額を除く）が10万円以上である	<input type="checkbox"/>	（様式6）長期療養者に係る療養費証明書 <u>*必ず20ページ「家計支持者の扶養家族内の長期療養者について」を確認してください。</u>
(19) 家計支持者又は扶養家族に原爆被爆者で各種手当受給者がいる	<input type="checkbox"/>	各種手当証書（写）
その他 (20) 令和6年能登半島地震、熊本地震、東日本大震災、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨で被災した世帯である	<input type="checkbox"/>	罹（被）災証明書（写） *以前の授業料免除申請の際に被（罹）災証明書等を提出した場合は、再度の提出は不要。
	(21) 納付開始前6か月（新入生は1年）以内に地震・火災・風水害等にあった世帯である	<input type="checkbox"/>

○必要書類の一例（父母等の扶養下の学生）

(1) 日本人学部生で、父は企業に勤務し、母は国民年金を受給し、高校生の弟が1名いる場合

- ①【本人】願書・学部生の授業料等免除申請資格確認票（前期）
- ②【父母とも】令和5年度所得課税証明書（写でも可）
- ③【父】令和5年分源泉徴収票（写）（様式3-1に貼付）
- ④【母】（様式3）年金受給状況報告書（様式3-4に最新の年金改定通知書など（写）を貼付）
- ⑤【弟】（様式5-1）兄弟姉妹等在学状況報告書 + 学生証（両面の写）

(2) 日本人学部生で、父は自営業、母は令和4年12月に退職して令和5年2月から勤務先が変わり、きょうだいはいない場合

- ①【本人】願書・学部生の授業料等免除申請資格確認票（前期）
- ②【父母とも】令和5年度所得課税証明書（写でも可）
- ③【父】令和5年分確定申告書 第一表～第二表（写）（様式3-2に貼付）
- ④【母】2月以降の勤務先に関して、（様式2-1）年収見込申告書+直近3か月分の給与・賞与明細書（写）
- ⑤【母】12月以前の勤務先の源泉徴収票等、退職日が示せるもの（写）

2. 独立生計者

該当する場合にチェックし、必要書類を確認！

チェックリストで必要書類を確認した後、必要書類の詳細（留意点や取得方法等）を19・20ページで確認してください。

項目	必要書類
全員が提出する書類	<input type="checkbox"/> 願書（入学金免除・徴収猶予願、授業料免除願）
	<input type="checkbox"/> 申請者本人（および配偶者）の令和5年度(令和4年分)所得課税証明書（写でも可）
	<input type="checkbox"/> (様式1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書
	<input type="checkbox"/> アパート・市営住宅等の賃貸契約書（写） 又は 固定資産税納付書など持ち家の維持費用の負担を確認できるもの（持家の場合）
(1) 日本人の学部生である（大学院生ではない）	<input type="checkbox"/> 学部生の授業料等免除申請資格確認票（前期）
(2) 休学・留学期間を含めて最短修業年限を超える	<input type="checkbox"/> (様式11-2) 留年・修業年限超過者特別事由書
(3) 次世代研究者挑戦的研究プログラムに採用された者	<input type="checkbox"/> 令和5年度（令和4年分）所得課税証明書（写でも可） ※租税条約手続きを行った場合も非課税であることを証明するために所得課税証明書の提出が必要。 ※プログラム採用証明書の提出は不要ですが、申請システム入力（1次申請）の際に、本人の給与収入として研究奨励費（生活費相当額のみ）を「給与・賃金」欄に入力してください。
(4) ルームシェアをしている	<input type="checkbox"/> (様式7) ルームシェアの申立書
本人に関する事項	<input type="checkbox"/> ①令和5年1月2日以降に就職・転職等していない →令和5年分源泉徴収票（写）（様式3-1に貼付） <input type="checkbox"/> ②令和5年1月2日以降に退職して、転職した※ →以下3点すべてを提出 ・(様式2-1) 年収見込申告書（該当者本人が作成） ・直近3か月分の給与・賞与明細書（写）（様式3-3に貼付） ・退職を示せる書類（写）
	<input type="checkbox"/> ③令和5年1月2日以降に就職した又は 令和5年1月1日以前から同じ勤務先であるが、勤務形態の変更（再雇用など）により令和5年よりも収入が大幅に変わる※ →以下2点すべてを提出 ・(様式2-1) 年収見込申告書（該当者本人が作成） ・直近3か月分の給与・賞与明細書（写）（様式3-3に貼付） * 所得課税証明書に前職の給与収入の記載がある場合は、退職を示せる書類（写）も必要 ※就職してから3カ月経過していない場合や賞与の金額が不明な場合、また直近3か月分の給与明細から年収見込を算出できない場合は、以下のいずれかを提出 ・(様式2-2) 年収見込証明書（勤務先に作成を依頼） ・雇用契約書等の年収見込額を示せる書類（写）
(6) 申請者（又は配偶者）は4月からTA・RAの収入がある	<input type="checkbox"/> (様式2-4) TA・RA 年収見込申告書 * 前年度と勤務時間数などが大幅に変わらない場合は、次の書類を提出 ・令和5年分源泉徴収票（写）（様式3-1に貼付）
(7) 申請者（又は配偶者）は自営業、資産所有等により給与以外の所得がある（営業所得、農業所得、不動産所得、利子・配当所得、雑所得がある） ・①、②の該当する番号を選択してください	<input type="checkbox"/> ①令和5年1月2日以降に新規事業を始めていない →以下2点のいずれかを提出 ・令和5年分の確定申告書第一表・第二表（・第三表）（写）（様式3-2に貼付） ・令和6年度（令和5年分）市町村県民税申告書（写） <input type="checkbox"/> ②令和5年1月2日以降に新規事業を始めた（開業予定を含む） →(様式2-3) 所得見込証明書
(8) 申請者（又は配偶者）の所得課税証明書に有職時の年収記載があるが、現在は無職である	<input type="checkbox"/> 退職を示せる書類（写）
(9) 申請者が2024年度に給付型の奨学金を受給する	<input type="checkbox"/> 受給決定、または前年度から継続受給する給付型の奨学金について、今年度の受給額を申請システムに入力してください。（貸与型の奨学金は入力不要）

<p>(10) 所得課税証明書や源泉徴収票等で104万円以上の給与収入が確認できず、また、(3)のプログラムに採択された者でもないが、父母の扶養下になく、学費を含めて生計を支えるのに必要な収入手段がある</p>	<p><input type="checkbox"/> 父母等の扶養下でないことを確認するため、以下1)～3)のいずれかを提出 1) 令和6年1月1日以前から父母等の扶養下になく …令和5年分父母の源泉徴収票(写)(様式3-1に貼付)又は令和5年分確定申告書 第一表・第二表(写)(様式3-2に貼付) 2) 令和6年1月2日以降に父母等の扶養から外れた …父母等の扶養控除等異動申告書(写) 3) 父母がともに無職で扶養できない状況又は死別・生別の場合 …本人が筆頭健康保険被保険者証(写)(国民健康保険の場合は本人が世帯主)</p>
<p>(11) 在職中の社会人学生であり、勤務先が本学への入学を認識している(研究や研修のため派遣されている場合等)</p>	<p><input type="checkbox"/> 勤務先が入学料(授業料)として補助金等を支給していないことの証明(勤務先が発行したもの、様式任意)</p>
<p>(12) 配偶者や子どもなどの扶養家族がいる</p>	<p><input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票(写でも可) *源泉徴収票等で扶養家族氏名が確認できる場合は提出不要</p>
<p>(13) 申請者(又は配偶者)が児童扶養手当、又は特別児童扶養手当を受給している</p>	<p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書(写)(受給額が分かるもの) *児童手当については、提出不要</p>
<p>(14) 申請者(又は配偶者)が傷病手当金・育児休業手当を受給している</p>	<p><input type="checkbox"/> 支給決定通知書(写)</p>
<p>(15) 申請者の配偶者又は扶養者に高校、高専、短大、大学、大学院の就学者がいる</p>	<p><input type="checkbox"/> 以下2点すべてを提出 ・(様式5-1) 兄弟姉妹等在学状況報告書 ・学生証(両面の写) *有効期限内のもの</p>
<p>(16) 申請者の配偶者又は扶養者に専修学校(専門課程又は高等課程)の就学者がいる</p>	<p><input type="checkbox"/> (様式5-2) 兄弟姉妹等在学状況証明書(専修学生用)</p>
<p>(17) 申請者・申請者の配偶者又は扶養者に障害をもつ方がいる</p>	<p><input type="checkbox"/> 以下1)～4)のいずれかを提出 1) 身体障害者手帳(写) 2) 療育手帳(写) 3) 精神障害者保健福祉手帳(写) 4) 医師の診断書(写) *1)～3)の手帳交付申請中の場合のみ</p>
<p>(18) 申請者・申請者の配偶者又は扶養者に要介護1以上の方がいる</p>	<p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(写) *氏名・要介護状態区分・認定の有効期間が記載されているページ</p>
<p>(19) 申請者・申請者の配偶者又は扶養者に療養期間が6か月以上の長期療養の方がいて、療養者1人につき1年間の療養費(健康保険等による補填額を除く)が10万円以上である</p>	<p><input type="checkbox"/> (様式6) 長期療養者に係る療養費証明書 *必ず20ページ<家計支持者の扶養家族内の長期療養者について>を確認してください。</p>
<p>(20) 申請者・申請者の配偶者又は扶養者に原爆被爆者で各種手当受給者がいる</p>	<p><input type="checkbox"/> 各種手当証書(写)</p>
<p>(21) 申請者本人が、令和6年能登半島地震、熊本地震、東日本大震災、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨で被災した ※申請者の実家が被災した場合は対象外</p>	<p><input type="checkbox"/> 罹(被)災証明書(写) *以前の授業料免除申請の際に被(罹)災証明書を提出した場合は、再度の提出は不要。</p>
<p>(22) 申請者本人が、納付開始前6か月(新入生は1年)以内に地震・火災・風水害等にあった ※申請者の実家が被災した場合は対象外</p>	<p><input type="checkbox"/> 罹(被)災証明書(写)</p>

○必要書類の一例(独立生計者)

申請者は日本人学生の大学院生で、両親とは別居しており、次世代研究者挑戦的研究プログラムに採用されたため、独立生計者として申請する。4月からTAとしても採用予定となっているが、TAの採用通知書等の提出が2次申請の期限に間に合わない。

- ① 願書
- ② 申請者本人の令和5年度所得課税証明書(写でも可)
- ③ (様式1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書
- ④ アパート・市営住宅等の賃貸契約書(写)
- ⑤ (様式2-4)TA・RA年収見込申告書+担当教員からのメール

3. 留学生

該当する場合にチェックし、必要書類を確認!

チェックリストで必要書類を確認した後、必要書類の詳細（留意点や取得方法等）を19・20ページで確認してください。

項目	必要書類
全員が提出する書類	<input type="checkbox"/> 願書（入学金免除・徴収猶予願、授業料免除願） *申請システムには本国にいる家族の情報は入力しないでください。
	<input type="checkbox"/> (様式1) 独立生計者・私費留学生家計状況申立書
	<input type="checkbox"/> 在留カード（両面の写）
(1) 申請者の父母等の生活拠点が日本にあり、父母等に年額104万円以上の収入がある	<input type="checkbox"/> 父母等の扶養下の学生の場合と同様の書類の提出が必要です。 父母等の扶養下の学生のチェックリスト（P13）を確認して、該当する項目に示された必要書類を提出してください。
(2) 休学・留学期間を含めて最短修業年限を超える	<input type="checkbox"/> (様式11-2) 留年・修業年限超過者特別事由書
(3) 次世代研究者挑戦的研究プログラムに採用された者	<input type="checkbox"/> 令和5年度（令和4年分）所得課税証明書（写でも可） ※租税条約手続きを行った場合も非課税であることを証明するために所得課税証明書の提出が必要。 ※プログラム採用証明書の提出は不要ですが、申請システム入力（1次申請）の際に、本人の給与収入として研究奨励費（生活費相当額のみ）を「給与・賃金」欄に入力してください。
(4) 2024年4月1日時点で民間のアパートや市営住宅等に住んでいる	<input type="checkbox"/> アパート・市営住宅等の賃貸契約書（写）
(5) 2024年4月1日時点で九州大学の学生寮や国際交流会館に住んでいる	<input type="checkbox"/> 入寮許可書等の書類は提出不要ですが、申請システム入力（1次申請）の際に、住んでいる寮の名称を住所欄に入力してください。
(6) ルームシェアをしている	<input type="checkbox"/> (様式7) ルームシェアの申立書
本人に関する事項	<input type="checkbox"/> ①申請者（又は配偶者）の給与収入額が104万円を超えない →直近3か月分の給与明細書（写）（様式3-3に貼付）
	<input type="checkbox"/> ②申請者（又は配偶者）の給与収入額が104万円以上 →以下2点すべてを提出（配偶者分も必要） 1) 令和5年度（令和4年分）所得課税証明書（写でも可） 2) 令和5年分源泉徴収票（写）（様式3-1に貼付） *給与収入がTA・RAの場合は、上記書類に代わり以下の書類を提出 ・(様式2-4) TA・RA年収見込申告書
(8) 昨年、日本での収入はなかったが、今年は申請者（又は配偶者）にアルバイト等による収入がある見込である（TA・RAも含む） ・①、②の該当する番号を選択してください	<input type="checkbox"/> ① 申請者（又は配偶者）の今年の給与収入額が104万円を超えない →直近3か月分の給与明細書（写）（様式3-3に貼付） *4月以降から勤務予定の場合は提出不要 <input type="checkbox"/> ② 申請者（又は配偶者）の今年の給与収入額が104万円以上※ →以下3点すべてを提出（配偶者分も必要） 1) 令和5年度（令和4年分）所得課税証明書（写でも可） 2) (様式2-1) 年収見込申告書 3) 直近3か月分の給与・賞与明細書（写）又は雇用契約書など給与額を証明できる書類（写）（様式3-3に貼付） ※②について ●上記の収入に関する書類の提出（様式2-1等）が困難な場合は、以下の書類の提出でも可 ・(様式2-2) 年収見込証明書（勤務先に作成を依頼） ●給与収入がTA・RAの場合は、上記書類2・3)に代わり以下の書類を提出 ・(様式2-4) TA・RA年収見込申告書
(9) 申請者が2024年度に給付型の奨学金を受給する	<input type="checkbox"/> 受給決定、または前年度から継続受給する給付型の奨学金について、今年度の受給額を申請システムに入力してください。（貸与型の奨学金は入力不要）
(10) 配偶者や子どもなどの扶養家族がいる	<input type="checkbox"/> 全員分の在留カード（両面の写）
(11) 申請者の配偶者又は扶養者に、日本の高校、高専、短大、大学、大学院の就学者がいる	<input type="checkbox"/> 以下2点すべてを提出 ・(様式5-1) 兄弟姉妹等在学状況報告書 ・学生証（両面の写）*有効期限内のもの
(12) 申請者の配偶者又は扶養者に日本の専修学校（専門課程又は高等課程）の就学者がいる	<input type="checkbox"/> (様式5-2) 兄弟姉妹等在学状況証明書（専修学生用）

○必要書類の一例（私費留学生）

（1）申請者はアルバイトをしておらず、アパートを借りて一人暮らしをしている。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ① 願書 | ④ 在留カード（両面の写） |
| ② (様式1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書 | |
| ③ アパート・市営住宅等の賃貸契約書（写） | |

（2）申請者はアルバイトによる収入（年収104万円以下）があり、友人とルームシェアしている。

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ① 願書 | ④ (様式7) ルームシェアの申立書 |
| ② (様式1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書 | ⑤ 直近3か月分の給与明細書（写） |
| ③ アパート・市営住宅等の賃貸契約書（写） | ⑥ 在留カード（両面の写） |

（3）申請者には、本学の留学生の配偶者がいて同居している。アルバイトによる収入が申請者は80万円、

配偶者は40万円であり、子どもがいる。（給与収入が申請者と配偶者の両方も年104万円を超えない場合）

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| ① 願書 | ④ 【本人と配偶者】 直近3か月分の給与明細書（写） |
| ② (様式1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書 | ⑤ 【配偶者】 (様式5-1) 兄弟姉妹等在学状況報告書+学生証 |
| ③ アパート・市営住宅等の賃貸契約書（写） | (両面の写) ⑥ 世帯全員分の在留カード（両面の写） |

（4）申請者には、働いている配偶者がいて同居している。アルバイトによる収入が申請者は40万円、配偶者は130万円あり、子どもがいる。（給与収入が申請者と配偶者のいずれかが104万円以上がある場合は日本人の独立生計者と同様の書類を提出する）

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ① 願書 | ⑤ 【本人と配偶者】 令和5年分源泉徴収票（写）又は |
| ② (様式1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書 | (様式2-1) 年収見込申告書（+直近3か月分の給与明細） |
| ③ アパート・市営住宅等の賃貸契約書（写） | 又は |
| ④ 【本人と配偶者】 令和5年度所得課税証明書（写でも可） | (様式2-2) 年収見込証明書 |
| | ⑥ 世帯全員分の在留カード（両面の写） |

（5）申請者には、他大学の大学院生の配偶者がいて同居している。本人はアルバイト収入30万円、配偶者は働いておらず、給付型の奨学金が年額120万円ある。（奨学金は給与収入として見ないため、通常の留学生と同じ書類を提出する）

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| ① 願書 | ④ 【本人】 直近3か月分の給与明細書（写） |
| ② (様式1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書 | ⑤ 【配偶者】 (様式5-1) 兄弟姉妹等在学状況報告書+学生証 |
| ③ アパート・市営住宅等の賃貸契約書（写） | (両面の写) |
| | ⑥ 世帯全員分の在留カード（両面の写） |

（6）申請者は私費留学生であるが、父母の生活拠点が日本にあり、父は会社に勤務し、年額104万円以上の給与収入がある。母はパートで年額80万円の給与収入がある。また日本に高校生の弟がいる。（日本人学生と同様の書類を提出する）

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ① 願書 | ④ 【弟】 (様式5-1) 兄弟姉妹等在学状況報告書 |
| ② 【父母とも】 令和5年度所得課税証明書（写でも可） | +学生証（両面の写） |
| ③ 【父母とも】 令和5年分源泉徴収票（写） | |
| (様式3-1に貼付) | |

IX. 必要書類の詳細

	書類	留意点	発行場所等
全書提出	願書 (入学金免除・徴収猶予願、授業料免除願)	申請システムの入力（1次申請）が完了すると、最後にPDFファイルで「願書」が表示されますので、A4サイズでプリントアウトしてください。 *入学金免除・徴収猶予と授業料免除をあわせて申請する場合は、2枚出力されますのでそれぞれプリントアウトしてください。 (片面印刷) *提出前に24ページを参照し、入力内容を確認ください。	申請システム 入力後、発行
	(様式11-2) 留年・修業年限超過者特別事由書	「留年・修業年限超過者特別事由書（様式11-2）」2枚目（裏面）に記載の「特別な事由」に該当することを必ず確認の上、記入してください。 該当するか分からない場合は、1次申請（Web申請）の前に担当係（27ページ参照）へお問い合わせください。	九大 Web サイト
	学部生の授業料等免除申請資格確認票（前期）	申請システムの1ページ目で「身分：学士」「留学生：いいえ」を選択し、その後に表示される項目に回答してください。申請システムへの入力完了すると「願書」の次のページに表示されますのでA4サイズでプリントアウトしてください。 (片面印刷)	申請システム 入力後、発行
	(様式1) 独立生計者・私費留学生家計状況申立書	正しく記入してください なお、消耗品費を「0円」としている場合、原則、受理できません。	九大 Web サイト
本人に関する書類	アパート・市営住宅等の賃貸契約書	契約者名・契約期間・家賃・入居者が分かるもの *独立生計者は、契約者が本人以外の場合は、賃貸契約書及び本人の通帳のコピーなど、本人による家賃納付を確認できるものが必要 詳細は、27ページ記載の「よくある質問」を確認してください。	申請者本人
	令和5年度（令和4年分）所得課税証明書	令和5年6月中旬以降に発行され、令和4年の収入金額、課税額、住民税所得割・均等割の額及び扶養親族数が記載されたもの。 *両親がいる場合は、父母ともに必要。また無収入の場合でも必要。 *勤務先から配布された横長の「市民税・県民税 特別徴収額の決定通知書」は不可 *提出前に26ページ及び27ページ記載の「よくある質問」を参照し、不備が無い確認してください。	市区町村等
	令和5年分源泉徴収票（様式3-1に貼付）	勤務先が複数ある場合は、すべて提出。 *休職の場合は、27ページの「よくある質問」を確認してください。 *提出前に24ページを参照し、不備が無い確認してください。	勤務先
	令和5年分の確定申告書第一表・第二表（・第三表）（様式3-2に貼付）	税務署の受付印があるもの又は電子申告の場合は「受信通知」を印刷したもの。受領印等がない場合は「納税証明書その2」または「国税還付金振込通知書（写）」を確定申告書とあわせて提出してください。 *利子・配当所得の内容が第三表に記載されている場合は、第三表も提出 *提出前に25ページを参照し、不備が無い確認してください。	受給者本人
収入・所得等に関する書類	令和6年度（令和5年分）市町村県民税申告書	令和5年分の収入金額・所得金額・必要経費等が分かるもの	市区町村等
	年金額改定通知書、年金振込通知書、年金証書等（様式3-4に貼付）	申請時点で、最新のもの（年金証書を提出する場合は、令和5年6月以降発行分）を提出してください。*公的年金の源泉徴収票は提出不可 *提出前に25ページを参照し、不備が無い確認してください。	日本年金機構 ・共済組合等
	(様式2-4) TA・RA 年収見込申告書	受入調査又は担当教員からのメール（時給・受入期間・月の従事時間が記載されたもの）を添付してください。	九大 Web サイト
	退職を示せる書類	退職時発行の源泉徴収票（退職年月日が記されたものに限る）・雇用保険受給資格者証の第1面・離職票・辞令等	勤務先等
その他	扶養家族の氏名を確認できる書類	在職時の源泉徴収票・確定申告書第二表・扶養控除異動申告書等 *申請システムに入力した家族氏名が記載されていることを確認してください。	勤務先等
	(様式5-1) 兄弟姉妹等在学状況報告書	有効期限内の学生証（両面の写）を添付すること 学生証の発行が大幅に遅れる又は基準日時点での在学が学生証で証明できない場合は、各学校が発行する在学証明書（学生証の代わりに提出してください）。	就学者の 在学学校

<p>(様式5-2) 兄弟姉妹等在学状況証明書 (専修学生用)</p>	<p>在学する学校に発行依頼を行ってください。 * 予備校、各種学校、専修学校の一般課程は該当しません。</p>	<p>就学者の 在学学校</p>
<p>(様式6) 長期療養者に係る療育費証明書</p>	<p style="text-align: center;">《家計支持者の扶養家族内の長期療養者について》</p> <p>家計支持者又は扶養家族に、申請時現在において療養期間が6か月以上の長期療養の方、又は医師の証明書等により長期（6か月以上）の療養が必要であると認められる方がいて、療養者一人につき一年間（前期は前年4月～今年3月、後期は前年10月～今年9月）の療養費（自己負担額から保険・高額療養費などで補てんされる額を引いたもの）の合計が10万円以上の場合、必要書類の提出により申請が可能です。申請を検討される場合は、様式6の2枚目（裏面）を確認した上で、診療機関等に発行依頼を行ってください。また、以下の点にご注意ください。</p> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★上記の期間内において療養費合計が10万円に満たない場合は、長期療養者申請不可。（確定申告の医療費控除申請のための医療費合計額の「10万円以上」と本長期療養費の合計「10万円以上」とは考え方が異なりますのでご注意ください。） ★歯科や眼科の定期健診、風邪などで受診した一時的なもの、インプラント等の自由診療の場合の治療費は療養費に合算不可。 ★医者が長期療養を必要と認めた傷病についての療養費（自己負担額から保険・高額療養費などで補てんされる額を引いたもの）についてのみ長期療養費の対象となります。 ★保険金を受給している場合は、受給額を示すもの提出が必要です。 <p>※診療機関による証明を受けることが困難な場合は以下3点をすべて提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) (様式6) 長期療養者に係る療育費証明書※本人が作成 2) 医師の診断書（原本で、1年以内に発行され、長期療養の理由（病名等）が記載されており、療養期間が6か月以上であることが証明されているもの） 3) 療養費の支払いが分かる領収書（写） <p>(様式6) 長期療養者に係る療育費証明書を申請者が作成する場合は、金額等をよく確認し、誤りがないように作成し、領収書を整理した上で提出してください。不備が多い場合は、申請を受け付けることができない場合があります！</p>	<p>診療機関等</p>
<p>(様式7) ルームシェアの申立書</p>	<p>同居人の署名が必要 賃貸契約書に同居人の氏名が確認できない場合は、同居人の在留カード（両面の写）も提出が必要。</p>	<p>九大 Web サイト</p>
<p>罹（被）災証明書（写）</p>	<p>*以前の授業料免除申請の際に被（罹）災証明書等を提出した場合は、再度の提出は不要。</p> <p>*被災額を申告する場合は、被災額は被災総額ではなく、今後1年間分の支出増となる見込み額として、過去1年間の修繕費用等を申請システムに入力し、以下の書類を提出してください。なお、損害保険等で補てんされる場合は被害額から差し引いた額を入力してください。また、以下の根拠となる書類を提出できない場合、被災額は「0円」としてください。</p> <p>・過去1年間の損害保険金、修繕費用の領収書等の支払い金額の分かるもの</p>	<p>市区町村等</p>

X. 申請システムの入力方法

1. 学生ポータルシステム <https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/top.do>

学生ポータルシステムは、授業料免除に関する情報の通知や申請システムにログインする際に使用します。特に申請及び結果通知の時期には必ず確認するようにしてください。

①SSO-KID とパスワードを入力

SSO-KID の利用について不明な点は九州大学 SSO ポータル <https://web.sso.kyushu-u.ac.jp/> で確認してください。

「大学からのお知らせ」
申請期間等の全般的なお知らせを送信

「あなた宛のお知らせ」
免除の選考結果を送信

「メッセージ転送設定」
学生ポータルへ通知された情報を日常的に使用するメールに転送することができます。

②「入学料・授業料免除システム」をクリック

③SSO-KID とパスワードを入力

学生証裏面
The reverse side of your Student ID card
SSO-KID

2. 入学料・授業料免除システム（申請システム）

申請システムは、パソコンによるアクセスが必要です。（スマートフォン等ではアクセスできません）

九州大学 Kyushu University SSO system シングルサインオンシステム

SSO-KID
Password

重要：2016年3月15日から全学生のログインIDがSSO-KID（10桁の数字）になりました。
Notice: All student's Login ID has changed to SSO-KID (e.g. 1234567890) since Mar.15,2016.
The Password remains the same as before.

IDの移行について (SSO-KIDの確認方法)

九州大学全学共通ID(SSO-KID)でログイン・サインインして下さい。

ログイン方法が分からない時には
I Don't know how to login

お問い合わせ: 情報統括本部 全学共通認証事業室 id-rooms@kyushu-u.ac.jp
Help desk: Info. Initiative, ID-Room id-rooms@kyushu-u.ac.jp

③SSO-KID とパスワードを入力

既にSSO-KIDによるログインをしている場合は、「シングルサインオンシステム」の画面は表示されません。

九州大学 入学料免除・徴収猶予申請システム
授業料免除申請システム
Kyushu University
Enrollment Fee Exemption and Deferment Application System
Tuition Fee Exemption Application System.

※本システムはブラウザのポップアップブロックが設定されている場合、ログインできません。ブラウザのポップアップブロックの設定を解除してください。ポップアップブロックの設定解除については、使用しているブラウザのヘルプ等をご確認ください。
※You can not log in to this system if your browser blocks pop-ups. Please be the disable the pop-up block setting of the browser and use. For details on unsetting the pop-up block, please refer to the help of the browser you are using.

Language: ● 日本語 ○ English
※IDに自分のSSO-KIDが表示されていることを確認し、[ログイン] ボタンを押してください。
Confirm that your SSO-KID is displayed in the ID and press the [Log in] button.

ID: 1234567890
Password: ●●●●●●
Log in

★ログインボタンを押しても次に進めない場合は？

使用しているブラウザのポップアップブロックを解除してから再度ログインしてください。

ポップアップブロック解除の方法については、各ブラウザで異なりますので、各自でお調べ願います。

設定を変更したにもかかわらず、ログインできない場合は、他のブラウザで再度試してください。

④表示する言語を選択

SSO-KID とパスワードがあらかじめ表示されています。

⑤「Login」ボタンを押す

▼ 入力上の注意

- ・ 前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況で記入してください。
 - ・ 後期分も前期分と家計状況等が同じ（予定）の場合は、前期申請時に前期分と後期分を併せて申請できますので、連年で申請する方は、「申請期間」欄にて、「前後期申請」を選択してください。
- なお、10月1日現在で申請内容に変更が主になる場合（詳しくは「申請のしおり」参照）は、後期分申請時に変更申請（変更内容によっては、それに関する書類が必要となります。）

以下のボタンをクリックし、入力を行ってください。

申請（願書登録）

入力画面を30分以上放置するとタイムアウトになります。

⑥「申請(願書登録)」ボタンを押す

以下の確認事項をよく読み、その内容を理解し、同意できた場合は、下記の□にチェックをしてください。

誓約書 Pledge

九州大学 総長 殿
To: President, Kyushu University

私は、平成30(2018)年度の入学料免除・徴収猶予ならびに授業料免除の申請を行うに当たり、下記事項を遵守し、反する場合は申請を取り下げ、直ちに入学料・授業料を納付することを誓約します。

I swear to observe the following matters when applying for enrollment fee exemption/deferment and tuition fee exemption for 2018. In case of disagreement, I will withdraw the application and pledge to pay the enrollment fee and tuition fee immediately.

- 私は、申請の当事者としての意識を十分に持ち、申請内容、選考結果の通知、入学料および授業料の納付について責任を持ちます。
- I shall have enough awareness and responsibility for the application contents, screening result confirmation and the payment of enrollment/tuition fees.

上記のとおり理解し、同意いたします。

次へ/Next

「誓約書」の画面は、初回入力時のみ表示されます。

⑦誓約事項をよく読み、チェックボックスにチェック☑を付ける。

⑧「次へ」を押す

収入状況（給与収入） / Income Situation

続柄 Relationship	給与・賃金 Salaries and wages (千円)	専従者給与 Full-time family salary (千円)
	本人/You	<input type="text"/>
父/Father	<input type="text"/>	<input type="text"/>
母/Mother	<input type="text"/>	<input type="text"/>

収入・所得欄については、項目ごとにある入力例を参照して、源泉徴収票や確定申告書等に記載されている金額を入力してください。

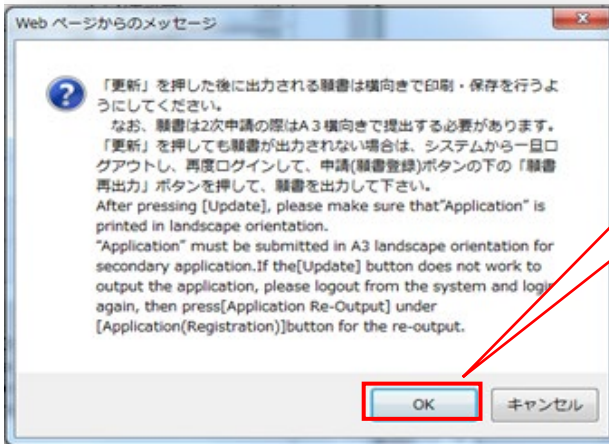
例えば、給与所得者である場合、源泉徴収票の「支払金額」を入力してください。**千円未満は四捨五入せず、切り捨て**（支払金額が3,456,780円とある場合、3456と入力）。

「本人」の収入欄は、独立生計者、留学生又は本人のアルバイト等の収入が104万円以上の場合に入力してください。

私費留学生は本国の家族に関する情報は入力不要です。

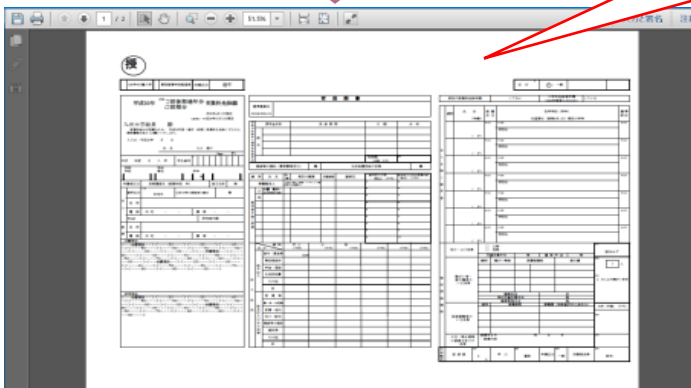
前回申請した方は（前期・後期問わず）、前回申請時のデータを引用して申請できます。引用したデータを確認の上、今回の申請内容に合わせて修正入力をしてください。

⑨画面に従い、申請者、家族及び収入等に関する情報を入力し、内容を確認して間違いがない場合は、最終ページにある「更新」ボタンをクリックしてください。



⑩ 「OK」を押す

⑪ 「願書」がPDFで表示されるので、保存して、印刷。
「願書」は授業料のみの場合は1枚、入学料と併願の場合は2枚出力されます。

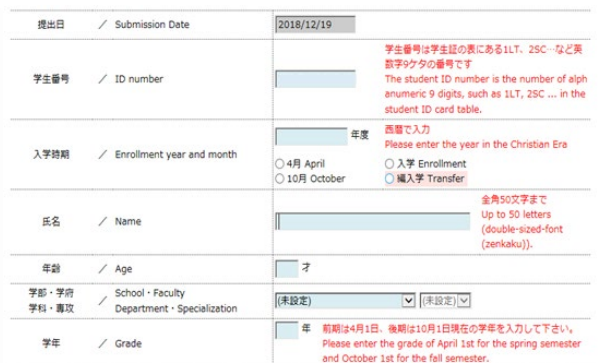


★願書が出力されない場合は？

- 1) PDFがWEB画面の背面に隠れていることがあります。
- 2) 一旦、申請システムからログアウトした後、再度ログインし、「願書再出力」ボタンをクリック。
願書の再出力は2次申請の締切日まで可能です。

★願書情報の修正方法

「申請（願書登録）」ボタンを押すと、前回入力した内容が表示されますので、修正を行い、再度願書を出力してください。1次申請の期間中は修正可能です。ただし、2次申請で願書を提出した後は、担当者の指示がない限り申請システムの修正は行わないでください。



1次申請の期間終了後は「受付済」と表示が出て、クリックできません。修正がある場合は、担当係に申し出てください。

XI. 必要書類の見方

1. 願書（入学料免除・徴収猶予願、授業料免除願）

以下の①~④の部分でミスが多く生じていますので確認してください。

家族・家計状況についての基準日は、**前期は4月1日、後期は10月1日**です！

④「本人を除く就学者」欄は、小・中学校、高校、大学、大学院、高専、短大、専修学校（専門課程、高等課程）のきょうだいが記載されているか。
留学生は日本にいる就学者のみを記載してください。

③父母等の収入欄は、源泉徴収票や確定申告書に記載のある収入額が記載されていて、**千円未満を四捨五入ではなく、切り捨て**ているか。

②「本人」の収入欄は、**本人のアルバイト等の収入が104万円未満の場合は記載しない**（※ただし、独立生計者は104万円未満でも記載する）

①「就学者を除く家族」は家計支持者の扶養家族（源泉徴収票や確定申告書に記載のある家族）が記載されているかどうか。
祖父母や就職しているきょうだいが父母と同居していても、父母の税法上の扶養下でない場合は記載しないでください。
留学生は本人が扶養している家族のみを記入してください。本国にいる父母等は記載しないでください。

※願書の内容は、1次申請の期間中は各自で修正できます。
ただし、2次申請で願書を提出した後は、担当者の指示がない限り申請システムの修正は行わないでください。

2. 源泉徴収票（給与収入がある場合）（様式3-1に貼付）

①「支払金額」の額を願書の「給与収入」に記載

②「摘要」欄、または「控除対象扶養親族」と「16歳未満の扶養親族」に記載がある家族のうち、免除申請年度も扶養下にある家族を願書に記載

③「中途就・退職」欄に就職日の記載がある場合は、（様式2-1）年収見込申告書又は（様式2-2）年収見込証明書も提出してください。
「中途就・退職」欄に退職日の記載があり、家計支持者（独立生計者、留学生は除く）が現在、無職の場合は、（様式4）無職の申立書も提出してください。

3. 確定申告書（自営業や所有資産等の給与収入以外の所得がある場合）（様式3-2に貼付）

令和〇〇年分の所得税及び復興特別税の申告書

第一表 〇の用紙は採用です。

第二表 〇の用紙は採用です。

① 第一表の「所得金額等」欄の「営業等」「農業」「不動産」「利子」「配当」「雑/業務」「雑/その他」の金額を願書の「給与収入以外の所得」に記載
「収入金額等」欄の「給与」の金額を願書の「給与収入」に記載

② 第二表の「配偶者や親族に関する事項」に記載がある家族のうち、免除申請年度も家計支持者の扶養下にある家族を願書に記載

4. 年金額改定通知書／年金振込通知書（様式3-4に貼付）

A

B

「年金額改定通知書」の場合は、**A**の年金額を（様式3）と「願書」に記載

「年金通知書」の場合は、**B**の6回分の振込額合計額を（様式3）年金受給報告書と「願書」に記載

その他、提出可の年金の書類（○）

- 年金証書（令和5年6月以降発行分）
- 年金決定通知書・支給額変更通知書
- 年金支払通知書
- 年金額改定通知書・年金支払通知書

提出不可の年金の書類（×）

- 公的年金の源泉徴収票

※年度途中で支給や停止、金額の変更があってもわからないため

申請時点で最新のものを提出ください。

5. 所得課税証明書

① 令和〇年度 市県民税所得課税証明書

住所	〇〇市〇丁目〇-〇		
氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	昭和〇年〇月〇日		

② ××年度 所得の内訳	(給与収入)	×××円	③ 課税標準額
	給与所得	×××円	
	(公的年金収入)	×××円	
	雑所得	×××円	
	不動産所得	×××円	
	株式等譲渡所得	×××円	
	合計所得金額	×××円	
以下余白			

所得控除の内訳	医療費控除	×××円	④ 年税額
	社会保険料控除	×××円	
	生命保険料控除	×××円	
	所 扶養控除	×××円	
	得 基礎控除	×××円	
	控 所得控除計	×××円	
	除 **以下余白**		

④ 控 配	扶養人数	障害	本人
	老人 特定 老人(内同居) 16歳未満 特別(内同居) その他	特別障害 その他	寡婦(夫) 勤労学生
	人 人 人 人 人 人 人		

上記のとおり相違ないことを証明します。

⑤ 令和〇年〇月〇日

〇市長 〇〇 〇〇

提出可の所得課税証明書について

ポイント①
年度が指定の年度のものである

ポイント②
収入・所得の記載がある

ポイント③
税金の記載（所得割等）の記載がある

ポイント④
扶養家族の人数の記載がある

ポイント⑤
令和5年6月中旬以降に発行されている

提出不可の証明書について

ご注意ください！

- ・ 納税証明書・・・これは所得課税証明書ではありません
- ・ 給与所得に係る市県民税特別徴収額の決定通知書
・・・これは所得課税証明書ではありません
- ・ 所得証明書・・・課税についての記載がないため不可
- ・ 課税証明書・・・収入/所得についての記載がないため不可

この書類は提出
不可です！！

給与所得に係る市県民税特別徴収額の決定通知書（見本）

令和5年度 給与所得に係る市県民税-郡民税 特別徴収額の決定-通知書(納税者用)	納税者氏名	123900	
給与収入	6500000	控除合計額	10350
給与所得	4760000	所得割額	113500
所得控除合計	4760000	均等割額	3500
所得割額	113500	特別徴収額	82600
均等割額	3500	均等割額	6900
特別徴収額	82600	均等割額	75700
均等割額	6900	均等割額	1500
均等割額	75700	特別徴収額	194200
均等割額	1500		
特別徴収額	194200		

★その他の証明書類の見方については、以下の本学 Web サイトの「[各種証明書類の見方](#)」をご確認ください。

新入生：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/exempt01/>

在学学生：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/exempt02/>

XII. よくある質問

免除申請に関するFAQ(よくある質問)は [こちら](#)

XIII. 所属学部・学府の担当係（提出・問い合わせ先）及び申請期間

令和6年度前期授業料免除 申請日程・受付窓口（本学独自制度）				
所属	担当係	提出先	一次申請	二次申請
すべての学部の1年生。 共創学部・理学部・農学部・21世紀プログラム(2年生以上) 理学府、数理学府、生物資源環境科学府、システム生命科学府*、マス・フォア・イノベーション連携科学府 ※システム生命科学府学生は、医系学部等学務課医学学生係でも受付のみ可	学務部キャリア・奨学支援課 学生納付金免除係 (092-802-5949/5948/5950) sinseigagemenjo@jimu.kyushu-u.ac.jp	〔伊都地区〕 〒819-0395 福岡市西区元岡744 (センター1号館2階)	〔在学生〕 2/14(水)~3/13(水) 〔新入生・編入学生〕 4/3(水)~4/15(月) 最終日は、日本時間 23:59まで	〔在学生〕 2/14(水)~3/14(木) 〔新入生・編入学生〕 4/3(水)~4/16(火) (10:00~16:00) (日本時間) (2/26、土日祝除く) ※昼休みや授業間の休憩時間は窓口が込み合いますので、その時間をできるだけ避けてお越しください。
工学部(建築学科除く)(2年生以上) 工学部・システム情報科学府・統合新領域科学府* ※統合新領域科学府学生は、イースト事務室・芸術工学部学務課学生係でも受付のみ可	工学部等教務課学生支援係 (092-802-2736) kotgakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp	〔伊都地区〕 〒819-0395 福岡市西区元岡744 (ウエスト4号館2階)		
文学部・教育学部・法学部・経済学部・工学部建築学科(2年生以上)、 人文科学府・地球社会統合科学府・人間環境科学府・経済学 府・法学部・法務学府* ※法務学府学生は、法科大学院事務室でも受付のみ可(窓口受付のみ。お問合せ、郵送提出は人文社会科学系事務部学務課(企画総括担当)へ。)	人文社会科学系事務部学務課 (企画総括担当) (092-802-6385/6382) jbggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp 法科大学院事務室 (※法務学府学生の窓口受付のみ) (092-712-0385)	〔伊都地区〕 〒819-0395 福岡市西区元岡744 イースト1号館1階 〔六本松地区〕 〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-1		
医学部医学科・生命科学科(2年生以上) 医学系学府(保健学専攻除く)	医系学部等学務課医学学生係 (092-642-6021) ijigigakuka@jimu.kyushu-u.ac.jp	〔病院地区〕 〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1		
医学部保健学科(2年生以上) 医学系学府(保健学専攻)	医系学部等学務課保健学学生係 (092-642-6680) ijghoken@jimu.kyushu-u.ac.jp			
薬学部(2年生以上) 薬学府	医系学部等学務課薬学学生係 (092-642-6533) ijgyakugaku@jimu.kyushu-u.ac.jp			
歯学部(2年生以上) 歯学府	医系学部等学務課歯学学生係 (092-642-6262) ijgsigaku@jimu.kyushu-u.ac.jp			
総合理工学府	筑紫地区教務課学生支援係 (092-583-7513) srggakusien@jimu.kyushu-u.ac.jp	〔筑紫地区〕 〒816-8580 春日市春日公園6-1		
芸術工学部(2年生以上) 芸術工学府	芸術工学部学務課学生係 (092-553-9489) gkggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp	〔大橋地区〕 〒813-8540 福岡市南区塩原4-9-1		

※郵送で提出する場合は、担当窓口へメール連絡をした上で、締切日必着でお送りください。

※受付窓口により、申請期間中に受付できない日が生じる場合や受付方法が変更となる場合があります。申請については各窓口の指示に従ってください。

※昼休みや授業間の休憩時間は窓口が込み合いますので、その時間をできるだけ避けてお越しください。

※郵送で提出する場合は、担当係へメール連絡をした上で、2次申請期限内必着でお送りください（8ページ参照）。

※担当係によっては、申請期間中に受付できない日が生じる場合や受付方法が変更となる場合があります。申請については各担当係の指示に従ってください。